

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。  
(奈良県砂防指定地において制限すべき行為を定める条例の廃止)
- 2 奈良県砂防指定地において制限すべき行為を定める条例(平成十五年三月奈良県条例第四十六号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に行われた許可に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた許可に係る処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に砂防設備の占用の許可を受けている者(占用の許可を受けているものとされている者を含む。)からは、当該許可期間に限り、第十三条第一項の規定にかかわらず、砂防設備占用料を徴収しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十八号

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 電子計算機、複写機その他事務用機器(これらに付随して使用する物品を含む。)の借入れに関する契約
- 二 電子計算機(これに付随して使用する物品を含む。)の保守業務又は運用業務の委託に関する契約
- 三 庁舎(これに付随する機械設備を含む。)の管理業務の委託に関する契約
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であって規則で定めるもの

ア 物品を借り入れる契約で、商慣習に基づき翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

イ 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県立図書館条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十九号

奈良県立図書館条例

(設置)

第一条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、奈良県立図書館(以下「情報館」という。)を奈良市に設置する。

(事業)

第二条 情報館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第三条各号に掲げる事項に関すること(当該事項を効率的かつ効果的に行うための調査研究に関することを含む。)
  - 二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の用に供するとともに、収集した資料を電子情報として作成し、発信すること。
  - 三 本県に関する歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、情報館の設置目的を達成するために必要な事業(使用の承認)
- 第三条 情報館の別表に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、奈良県教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

- 一 情報館の設置目的に違反するとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。

三 情報館の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

四 情報館の管理上支障があるとき。

3 委員会は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。
- 三 使用の承認の条件に違反したとき。
- 四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 五 公益上特に必要があるとき。

(使用料)

第五条 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

ただし、教育委員会規則で定める場合には、後納することができる。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第六条 情報館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(入館の拒否等)

第七条 委員会は、情報館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入館を拒否することができる。

- 一 他人に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- 二 情報館の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

2 委員会は、情報館に入館した者が前項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はその指示に従わないときは、その者に対して、退館を命ずることができる。

(職員)

第八条 情報館に、法令に定めがあるもののほか、必要な職員を置く。

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、情報館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第七条まで及び別表の規定は、規則で定める日から施行する。

(奈良県立図書館設置条例の廃止)

2 奈良県立図書館設置条例(昭和二十六年三月奈良県条例第二十三号)は、廃止する。別表(第三条、第五条関係)

		使 用 料				
		午前(午)	午後(午)	午前及び	夜間(午)	午後及び

施設	料金	時間	乗合	乗車	時間	普通	自動	小型	自動
交流ホール	前九時から正午まで	六、三〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	自動
	後一時から午後五時まで	八、四〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	一四、七〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	六、〇〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	一四、四〇〇円							
	前九時から午後八時まで	二〇、七〇〇円							
セミナー	前九時から正午まで	三、〇〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	自動
	後一時から午後五時まで	四、〇〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	七、〇〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	二、六〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	六、六〇〇円							
	前九時から午後八時まで	九、六〇〇円							
オースリングループ	前九時から正午まで	三、〇〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	自動
	後一時から午後五時まで	四、〇〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	七、〇〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	二、六〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	六、六〇〇円							
	前九時から午後八時まで	九、六〇〇円							
デジタルスタジオ	前九時から正午まで	三、〇〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	自動
	後一時から午後五時まで	四、〇〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	七、〇〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	二、六〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	六、六〇〇円							
	前九時から午後八時まで	九、六〇〇円							

注

- 1 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間及び端数時間を一時間として計算する。
- 2 交流ホールを利用するときの使用料は、それぞれ次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
  - 一 三分の二を使用する場合 この表に定める額に三分の二を乗じて得た額
  - 二 三分の一を使用する場合 この表に定める額に三分の一を乗じて得た額
- 3 「乗合型自動車」とは道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)第一条の七第三項第三号に規定するものを、「普通自動車」とは同項第一号に規定するものを、「小型自動車」及び「軽自動車」とは道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定するものをいう。

施設	料金	時間	乗合	乗車	時間	普通	自動	小型	自動
交流ホール	前九時から正午まで	六、三〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	自動
	後一時から午後五時まで	八、四〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	一四、七〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	六、〇〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	一四、四〇〇円							
	前九時から午後八時まで	二〇、七〇〇円							
セミナー	前九時から正午まで	三、〇〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	
	後一時から午後五時まで	四、〇〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	七、〇〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	二、六〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	六、六〇〇円							
	前九時から午後八時まで	九、六〇〇円							
オースリングループ	前九時から正午まで	三、〇〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	
	後一時から午後五時まで	四、〇〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	七、〇〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	二、六〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	六、六〇〇円							
	前九時から午後八時まで	九、六〇〇円							
デジタルスタジオ	前九時から正午まで	三、〇〇〇円	一日一回二時間以内につき三〇〇円	乗合	普通	自動	小型	自動	
	後一時から午後五時まで	四、〇〇〇円							
	午後九時から午後五時まで	七、〇〇〇円							
	午後六時から午後八時まで	二、六〇〇円							
	夜間(午後一時から午後八時まで)	六、六〇〇円							
	前九時から午後八時まで	九、六〇〇円							

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

